

新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱い

1 認定更新申請にかかる調査

次の場合について、厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡に基づき、認定有効期間を12ヶ月合算します。

(1) 医療機関及び介護事業所等における介護認定の更新にかかる認定調査について、面会禁止等の措置が実施されているとき

(2) 感染拡大防止を図る観点から面会が困難なとき

この場合、市から浜田地区広域行政組合へ、認定調査が実施困難であったことを通知してください。

2 新規申請及び区分変更にかかる調査

申請を受理し、被保険者との面会が可能となった後で、認定調査を実施してください。

このため、申請から認定まで30日を超える場合は、介護保険法第27条第11項に該当するものとして扱います。

(注意)

今後、国の通知等により「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱い」の変更が想定されます。変更があった場合は、当組合ホームページへ掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。